

女性が自らの希望や夢を実現できる社会をオール・ジャパンで実現。国レベルの取組の加速とともに、地方(都道府県→市町村)、民(大企業→中小企業)へ全国展開。

○ 女性活躍推進法や第4次男女共同参画基本計画、公共調達に関する指針等に基づく取組の加速化とターゲットの拡大

I あらゆる分野における女性の活躍

1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革

- ・同一労働同一賃金の実現に向けた取組による非正規雇用労働者として働いている女性の待遇改善や、女性の正社員転換
- ・長時間労働の削減に向けた時間外労働規制の在り方についての再検討、法定労働条件の履行確保のための監督指導体制の充実強化等
- ・公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速

(独法等での取組の平成29年度からの原則全面実施、地方公共団体・東京オリンピック・パラリンピック関連や民間での取組促進)

- ・育児・介護休業等の取得促進、男性の家事・育児等への参画促進に向けた企業や経済団体等との連携等

2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

- ・組織トップ自ら女性活躍に取り組むムーブメントの全国拡大及び「地域版男性リーダーの会(仮称)」形成の推進等連携の促進
- ・女性リーダー育成モデルプログラムの作成及び普及や、役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修等の先進的な取組の推進
- ・女性活躍を推進する企業が資本市場でより評価されるよう、女性役員情報の一元的な提供
- ・「女性起業家等支援ネットワーク」を全国に構築するなど、女性の新しいキャリア・ステージの形である起業への支援強化

II 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

- ・性犯罪等被害者のためのワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所設置に向けた未設置自治体への働きかけ
- ・配偶者暴力などの個別事案対応を含めた関係機関間の連携方策の検討・共有など地域連携体制の整備
- ・被害者支援としての加害者更生に関する取組の具体化
- ・児童の性に着目した新たな形態の営業(※いわゆるJKビジネスと呼ばれる営業等)などに係る実態の把握、児童の性的搾取等に係る対策の推進
- ・ひとり親のための相談窓口のワンストップ化等「ひとり親・多子世帯等自立応援プロジェクト」に基づく総合的支援の実施
- ・男女共同参画の視点からの熊本地震の被災地支援
- ・女性活躍の基盤である健康について生涯にわたる包括的支援

III 女性活躍のための基盤整備

- ・子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育等の「量的拡充」及び「質の向上」を確実に実施
- ・待機児童の解消や介護離職ゼロに向けた保育士や介護人材の待遇改善等
- ・子育て関連の申請手続をオンラインで一括して行えるワンストップ化の検討・実施
- ・税制や社会保障制度等の見直しに向けた取組
 - ・個人所得課税における諸控除の在り方の見直しに向けた国民的議論を促進
 - ・被用者保険の適用拡大(キャリアアップ助成金も活用)
 - ・労使による配偶者手当の在り方の検討を促進
- ・通称使用の拡大:マイナンバーカードに本人からの届出により旧姓併記が可能となるよう速やかに必要な準備を進める

女性活躍加速のための重点方針2016(主な具体的内容①)

I あらゆる分野における女性の活躍

1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革

○非正規雇用の女性の待遇改善

- ・非正規雇用労働者として働いている女性の待遇改善に向けた「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえた同一労働同一賃金の実現や、女性の正社員転換

○長時間労働の削減

- ・時間外労働規制の在り方についての再検討、法定労働条件の履行確保のための監督指導体制の充実強化 等

○場所の制約を受けない多様な働き方の推進

- ・テレワーク等の推進(実証モデルの構築・普及、地方創生の観点も踏まえた専門家派遣数の拡充等) 等

○公共調達等を活用したWLB等推進の加速

- ・独法等での取組の平成29年度からの原則全面実施
- ・地方公共団体及び東京オリンピック・パラリンピックや民間企業の調達における取組の促進 等

○育児・介護休業等の取得促進

- ・男性の育児休業取得の促進のための企業支援
- ・非正規雇用労働者の育児休業の取得促進、介護休業の取得促進、マタニティハラスメントの根絶
- ・「さんきゅうパパプロジェクト」の一層の推進
- ・仕事と介護の両立に関する取組を行う事業主に対する支援 等

○男性の家事・育児等への参画促進に向けた企業や経済団体等との連携等

- ・都市部を中心としたキャンペーン、参画の促進 等

2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

○政治分野、行政分野等における女性の参画拡大

- ・各政党への自主的な取組の導入に向けた検討の要請 等
- ・女性活躍推進法の施行状況の調査・分析、好事例の発信
- ・国家公務員「取組指針」の推進、フレックスタイム制の円滑な実施 等
- ・女子生徒等の理工系選択に係る取組の推進 等

○組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大

- ・「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言賛同者による先進的な取組の全国への発信・周知、「地域版男性リーダーの会(仮称)」の形成の促進
- ・WEPSの署名企業の拡大と原則に沿った取組の推進 等

○将来指導的地位に就く女性の人材育成策の充実

- ・役員等への登用を見据えた効果的な女性人材育成の在り方、環境整備等についての検討
- ・海外の事例も踏まえた女性リーダー育成のためのモデルプログラムの作成及び全国への普及
- ・役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修等の先進的な取組の推進
- ・女性の活躍に積極的な企業が資本市場で評価されるよう、女性役員情報の一元的な提供
- ・女性活躍推進法に基づく推進計画等による地方公共団体の女性活躍推進施策の支援 等

○女性の新しいキャリア・ステージの形である起業への支援強化

- ・「女性起業家等支援ネットワーク」を全国に構築、事業の継続支援 等

○農山漁村における女性リーダーの育成

- ・農山漁村において将来指導的地位を担うことのできる女性の人材プールを厚くするための人材育成支援の強化 等

○職種・分野ごとの取組推進

- ・消防吏員・消防団員等、消防・防災の現場で活躍する女性の参画拡大のための広報活動の強化、環境整備への支援
- ・自治会・町内会等、地域に根差した組織・団体における女性の参画が進まない要因・課題等の分析 等

女性活躍加速のための重点方針2016(主な具体的内容②)

Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

○性犯罪への対策の推進

- ・ワンストップ支援センターの各都道府県最低1か所の設置促進のための地方公共団体への支援の在り方の検討、未設置の地方公共団体への働きかけ等

○ストーカー事案への対策の推進

- ・厳正な対処、被害者支援の推進、被害の未然防止・拡大防止のための広報啓発、加害者の抱える問題に着目した対策等の検討 等

○配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実

- ・配偶者暴力相談支援センターの設置促進、相談員の質の向上、個別事案対応を含めた関係機関間の連携方策の検討・共有など地域連携体制の整備、加害者更生の推進 等

○女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ・データ等の在り方の検討、児童の性に着目した新たな形態の営業(※いわゆるJKビジネスと呼称されている営業等)などの実態把握、児童の性的搾取等に係る対策の推進 等

2. 女性活躍のための安全・安心面への支援

○ひとり親家庭等への支援

- ・ひとり親のための相談窓口ワンストップ化等「ひとり親・多子世帯等自立応援プロジェクト」に基づく総合的支援の実施 等

○男女共同参画の視点からの被災地支援

- ・東日本大震災の被災地における事例収集・フォーラム開催等を通じた復興のあらゆる場・組織への女性の参画拡大
- ・平成28年(2016年)熊本地震の被災地における男女共同参画の視点からのニーズ等の把握、被災者支援に資する情報提供の充実 等

3. ライフイベントや性差に即した支援の強化

○女性の健康、妊娠、出産、育児、介護の支援の推進

- ・女性の健康について総合的に診察できる医師の育成、性差を踏まえた調査研究、不妊治療の負担軽減、相談体制の充実 等

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

1. 子育て基盤等の整備

○待機児童解消に向けた子育て基盤の整備

- ・子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」を確実に実施
- ・保育士の処遇改善や事業所内保育の整備 等

○家事・子育て・介護支援の充実

- ・男性の家事・育児への参画を容易となる商品開発等への企業コンソーシアム組成の支援、家事支援サービスの活用促進策の実施
- ・子育て関連の申請手続について希望者がオンラインで一括して行えるワンストップ化を検討し、平成29年7月以降速やかに実現
- ・介護人材確保に向けた待遇改善等の総合対策 等

2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

○税制・社会保障制度等の見直しに向けた取組

- ・個人所得課税における諸控除の在り方の見直しに向けた国民的議論を促進
- ・被用者保険の適用拡大(キャリアアップ助成金も活用)
- ・労使による配偶者手当の在り方の検討を促進

○通称使用の拡大

- ・マイナンバーカードに本人からの届出により旧姓併記が可能となるよう速やかに必要な準備を進める 等

女性活躍加速のための重点方針2016

(女性の起業関連部分抜粋)

I あらゆる分野における女性の活躍

2. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

将来指導的な立場に登用される候補者層を厚くするために、組織トップにおける女性活躍のコミットメントの拡大や、人材育成策の充実とともに、女性の参画を可能とする環境整備等を進め、女性のライフスタイルに沿ったキャリア支援を進める。さらに、起業は、組織での働き方とは異なる、女性の新しいキャリア・ステージの形であることから、女性起業家への支援を強化する。

(7) 女性の新しいキャリア・ステージの形である起業に対する支援の強化

- ① 潜在的起業希望者から事業成長に課題を抱える創業間もない女性起業家まで、多種多様なニーズに応えることができるよう、地域の金融機関、産業・創業支援機関、NPO、起業経験者等からなる「女性起業家等支援ネットワーク」を全国に構築する。これにより、女性起業家及び支援機関の取組の成功事例の発信強化やきめ細やかなニーズの吸い上げ、ロールモデルとなる先輩起業家も含め女性起業家同士がつながることのできる交流の場の整備等により、これまでの成果を踏まえた伴走型の支援を行い、創業時だけでなく、事業継続時においても有益な支援が得られる環境を整備する。

その際、研修やセミナー等の開催時には、託児・一時預かりサービスの提供や、女性が参加しやすい日時の設定など、多様な女性のニーズに応じた配慮を行う。

- ② 起業のステージに応じた様々な課題の解決に資する支援措置や、起業・創業に関するセミナー及びイベント等の情報をワンストップで収集することができるよう、ポータルサイトの開設等により、女性起業家が必要とする情報を円滑に入手することができる仕組みを整備する。
- ③ 男女共同参画センターが「女性起業家等支援ネットワーク」と連携し、地域の女性起業支援の拠点として、様々な女性のニーズに配慮しつつ、女性起業家に対する企業とのマッチング等の支援を行うことを促進し、起業後の事業継続を支援する。
- ④ 女性の起業に関する社会の理解をさらに深めるよう、女性起業家の事例等も含めた情報提供などを進める。